

第6回 リサイクルの法制度

2007年5月25日

担当者：交告尚史

I. 循環型社会形成推進基本法

1. 循環法の成立史

2. 循環型社会の定義（循環法2条1項）

3. 循環法の内容

(1) 「廃棄物等」と「循環資源」

①廃棄物等 ②循環資源

(2) 処理の優先順位（5条、6条、7条）

①発生抑制(reduce)、②再使用(reuse)、③再生利用(recycle)、④熱回収(thermal recycle)

* 「技術的及び経済的に可能な範囲で」の意味

(3) 国、地方公共団体、事業者および国民の役割分担

①事業者、国民の排出者責任（事業者11条1項、国民12条1項）

②拡大生産者責任（11条2項、3項）Extended Producer Responsibility : EPR

製造者や販売者に、消費後の段階における製品の管理について責任を負わせること。一般原則として明示、具体的な義務づけは個別法（リサイクル法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法）による。生産者等の事業者は環境適合的な製品を作り出す能力を一番もっているため、製品システムにおけるマイナス面（外部性）に対処する費用（廃棄物処理、リサイクル等の費用）を彼らに負担させることが製品の設計を通じて製品のライフスタイル全体でもたらされる汚染を最小化するという考えに基づく。

(4) 循環型社会形成推進基本計画（第2章）

II. リサイクル法

1. 制定の背景

2. リサイクル法の内容

(1) 目的

(2) 再生資源

(3) 仕組み

(a) 主務大臣による基本方針の策定

(b) 業種、製品の類型設定 → 主務大臣によるガイドライン

① 特定省資源業種（2000年新設）、② 特定再利用業種（一部2000年新設）、

③ 指定省資源化製品（2000年新設）、④ 指定再利用促進製品（一部2000年新設）、

⑤ 指定表示製品（1991年より）、⑥ 指定再資源化製品（2000年新設）、⑦ 指定副産物（1991年より）

(c)実施の手段

企業の自主性尊重、自主努力が基本。

Ⅲ. 容器包装リサイクル法

1. 制定の背景

2. 法の内容

(1) 目的・対象

*対象物の定義

容器包装・・・商品の容器および包装であって、商品の消費後、または商品から分離された後に不要となるもの

特定容器・・・容器包装のうち、商品の容器として主務省令で定めるもの

特定包装・・・容器包装のうち、特定容器以外のもの

(2)責務＝役割分担

市町村・・・分別収集

事業者・・・再商品化

<問題点>事業者に再商品化を行わせるためには、原則としてまず市町村が分別回収を行う必要がある。事業者は収集作業も費用負担もする必要がない。ドイツやフランスと比べて事業者の負担が軽いという指摘がある。

(3)制度とその実施

①基本方針

②再商品化計画

③収集ルート

第1ルート

市町村による分別収集

事業者による引き取り、再商品化義務量の再商品化

指定法人への再商品化の委託も可。

第2ルート

特定事業者が自ら、あるいは委託して収集

(4)平成18年法改正の背景と内容

(a)背景

自治体、特定事業者ともに負担増大

施行後10年見直し附則規定

(b)排出抑制の徹底

①目的(1条)、基本方針(3条)等の規定に排出抑制の促進を追加

(c)消費者の意識向上、事業者との連携を図る取組

①容器包装廃棄物排出抑制推進員の委嘱

マイバッグ持参のすすめ等

②情報提供

容器包装廃棄物排出抑制推進員の調査で得られた情報を関係者に広く提供

(d)事業者の自主的取組を促進するための措置

①判断基準の設定

容器包装利用事業者が排出抑制の促進のために取り組む措置に関する「判断の基準となるべき事項」を主務大臣（事業所管大臣）が定める。

②定期報告義務

多量利用事業者に対して取組措置の実施状況の定期報告を義務づけ

③勧告・公表・命令

判断基準に照らし取組が著しく不十分な事業者に・・・

(e)市町村分別収集計画の公表の義務付け

従来は市町村から都道府県知事に提出。都道府県が都道府県分別収集促進計画を立てて環境大臣に提出するとともに、公表。今後は市町村の段階で公表させることにより、市町村の取組の促進を図り、住民のチェックが効くようにする。

(f)事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創出

実際に要した再商品化費用が想定額を下回った場合、その下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設。拠出額の算定方法は主務省令で定める。

(g)フリーライダー対策

再商品化措置命令違反に対する罰金を50万円以下から100万円以下に引き上げ

(h)「円滑な引渡し等に関する事項」の基本方針への追加

アジア諸国へのペットボトル輸出の増加。国内の再商品化事業者の事業に必要な廃ペットボトルを確保できない状況あり。事業者の経営悪化や廃業を招く。市町村から事業者への円滑な引渡しを図る必要がある。

ペットボトルの海外輸出に際しては、洗浄・裁断されていれば廃棄物性がないが、飲み残しなどがあればバーゼル法の輸出承認の手続が必要になる。しかし、実際にはその手続がとられていないことがある。

IV. 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

1. 制定の背景

大量生産・大量消費・大量廃棄社会の典型。PCB、鉛などの有害物質を含む。

1996年から、安定型処分場への埋立てを禁止、管理型処分場への埋立てを義務付け。

コスト大。処分場設置の難しさ。1998年本法制定、2001年完全施行。

2. 本法の内容

(1)指定品目（政令指定）・・・エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機

(2)再商品化等

再商品化（マテリアル・リサイクル）と熱回収（サーマル・リサイクル）

まずは再商品化、再商品化が困難または不適切な場合に熱回収

(3)基本方針の策定・公表・・・主務大臣＝経済産業大臣＋環境大臣（＋厚生労働大臣）

(4)関係者の役割

(a)製造業者および輸入業者

①引取義務

製造業者は、指定引取場所で引き取る義務を負う。勧告、命令、罰則。

②再商品化等実施義務

再商品化等基準に従い、再商品化を行う。合わせてフロン回収・破壊を行う。

(b)小売業者

①引取義務

②引渡義務

責任の所在を明確にするため、処理業者ではなく、製造業者に引き渡す。

(c)消費者

小売業者に引き渡す。収集・再商品化等に関する料金を支払う。

(d)市町村

収集した対象機器を製造業者に引き渡す（山間僻地を想定した自治体ルート存続）。

自ら再商品化を行うことも可。

(5)費用請求

(a)製造業者等

引取りを求めた者に対し、再商品化等に関する料金を請求できる。料金はあらかじめ公表。

(b)小売業者

排出者に対して、対象機器の収集および製造業者等による再商品化等に関する料金を請求することができる。料金はあらかじめ公表。

(6)管理票制度

小売業者が交付。排出者と製造業者等が受け取る。

(7)指定法人

補完的役割

3. 法改正の動き

環境省は「前払い方式」への転換を要望。家電メーカーは消費者の購買意欲を殺ぐとして反発。（2006年9月4日日経新聞）